

## 県民コメント制度に基づく結果の公表について

都市整備部 住宅課

埼玉県では、少子・高齢社会における県民の住生活の向上を目指し、今後の住宅政策のあり方について検討を行い、「埼玉県高齢者居住安定確保計画」としてまとめました。

策定にあたり、平成24年1月4日（水）～平成24年2月3日（金）の間、県民コメント制度に基づき、「埼玉県高齢者居住安定確保計画（案）」をお示しし、県民の皆様から御意見を募集したところ、20件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

### 1 意見募集期間

平成24年1月4日（水）～平成24年2月3日（金）

### 2 意見の提出者数及び意見件数

20件（3名・1団体）

（内訳）

区分	人数	意見件数
郵送・来庁	1	6
F A X	2	5
電子メール	1	9
合計	4	20

### 3 意見の反映状況

区 分		意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	A	5
すでに案で対応済みのもの	B	9
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	C	3
意見を反映できなかったもの	D	0
その他	E	3
	合計	20

### 4 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/antei/>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県都市整備部住宅課（第2庁舎1階）Tel 048-830-5571
- ・埼玉県福祉部高齢介護課（本庁舎1階）Tel 048-830-3263
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2545

次の窓口では5月10日以降に閲覧・配布を行う予定です。

- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部 Tel 048-256-1110      南 西 部 Tel 048-451-1110  
東 部 Tel 048-737-1110      県 央 Tel 048-777-1110

川越比企	Tel 049-244-1110	西	部	Tel 04-2993-1110
利根	Tel 048-555-1110	北	部	Tel 048-524-1110
秩父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所		Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110			

## 5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県都市整備部住宅課 企画担当  
TEL 048-830-5571 (直通)  
FAX 048-830-4888  
E-mail [a5550-07@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5550-07@pref.saitama.lg.jp)

## 埼玉県高齢者居住安定確保計画案に対する意見

※反映状況の区分

A：意見を反映し、案を修正した

B：既に案で対応済み

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D：意見を反映できなかった

E：その他

No.	御意見の内容	県の考え方	反映状況※
1	大項目（太字部分）だけでもページ数を記載した方がよい。	ご意見を参考にし、目次にページ数を記載しました。	A
2	参考資料の各項目は35頁に記載してあるのでどちらか一か所に記載されていればよい。	ご意見を参考にし、最後の頁の参考資料の項目の一覧は削除しました。	A
3	目次の第2章及び案文第2章3及び(1)は「すまい」と表記され、目次の第3章1及び第2章3(2)、第3章1は「住まい」と表記されており、どちらかの表記に統一した方がよい。	ご意見を参考にし、全て「住まい」に表記を統一しました。	A
4	誘導居住面積水準について、簡単な注釈を記載する。	ご意見を参考にし、用語の意味の注釈を追加しました。	A
5	バリアフリー化は1/10にも達していない現実を踏まえて、私たちは資金はなくても少しずつお金を出しあって一人でも安心して暮らせる家づくり“楽しい我が家”を計画して必ず実行していきたい。	参考意見として拝聴いたしました。	E
6	バリアフリー化の家は個人で修理しても300～500万円かかってしまう。集合住宅をバリアフリー化をしようとする考えも公の返事を待っていては手遅れになる。それでも私たちは何とか実現しようとしています。	参考意見として拝聴いたしました。	E
7	低所得者へ住まい（民間・公的）を確保すべきである。	計画案では高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行うあんしん賃貸住宅等登録制度による入居支援を実施することとしております。	B
8	高齢者住宅における家賃補助を行うべきである。	計画案ではサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することとしております。 なお、この住宅には現在国が建設費等に対する補助制度を実施しています。	B
9	「取組」を「取り組み」と表記した方がよい。「取り組む」という表記が他の頁に見られる。	参考意見として拝聴いたしました。	E
10	在宅の場合、孤独になりがちなので、介護に加えて高齢者同士のコミュニケーションを形成する仕組みがあると良い。	地域における見守り体制や居場所づくりを進める市町村に対して、事業の立ち上げ経費を補助するなどの支援を行っています。 こうした取組を通じて、高齢者と地域のつながりが再生できるよう努めてまいります。	B

No.	御意見の内容	県の考え方	反映状況※
11	高齢者福祉の観点から、公営住宅、民間住宅の区別をしないで、住み替え希望の調査を実施してほしい。エレベーターの無い中層マンションを対象に高齢者の居住実態を調査し、1階等への移住、住み替えの希望者に、「移住・住みかえ支援機構」への斡旋をして欲しい。調査は県が直接するか各管理組合に依頼するかいずれでもよい。	高齢者の住み替えの意向については、平成22年度のマンション実態調査にいて実施しております。また、ご意見の趣旨を踏まえて施策の実施にあたってまいります。	B
12	「高齢者が入居可能な住宅の登録戸数」は現状0戸で目標が9,500戸としているが、可能であるか。	ご意見の趣旨を踏まえ、検討を行った結果目標から削除いたします。	A
13	「24時間定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数」は現状0で目標が全市町村としているが、可能であるか。	このサービスは、平成24年4月から新たに創設されるものです。在宅生活を支える重要なサービスであることから、県が、事業の立ち上げを積極的に支援し、全市町村へ普及できるよう努めてまいります。	B
14	「バリアフリー化した県営住宅戸数」は、増加戸数の内訳どうなっているか。既存住宅のリフォームと新築戸数を分けて表示が望ましい。	新築とリフォームの区分が困難なため、このような表記としました。 なお、実績を把握する中で検討して参ります。	C
15	住宅と福祉の連携かつ医療との連携を強化し、住み慣れた地域、家庭で最後まで生活ができるよう、医療、介護、住まい等が一体もしくは連携されていることが望ましい。	計画では、地域において介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスを包括的に切れ目なく提供することを目指しています。	B
16	地域包括ケアシステムのイメージは理想の型であり、是非、実現させてほしい。	計画では、地域包括ケアの実現に向けた取組を行っていくこととしております。	B
17	ボランティアスタッフによるサービス実施（地域支え合いの仕組み）は良い仕組みであり、是非実現させてほしい。	計画では、地域での共助の仕組みを拡げていくことを支援することとしております。	B
18	優先入居ではなく、もう一步進んで入居条件としても良いのではないか。	参考意見として拝聴いたしました。	C
19	安否確認は月に一度では少なく、もう少し短いサイクルが望ましいのではないか。	参考意見として拝聴いたしました。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ、公営住宅における安否確認体制の充実を検討してまいります。	C
20	バリアフリー改修は、今後官民一体で推進していきたい。	計画案では官民一体でバリアフリー化を進めることとしております。	B